



# 三重の労働



LABOR OF MIE PREFECTURE VOL.272 2021年8月・9月号



ステップアップカフェ「だいたい食堂」において職場体験実習が行われました！

津市内の就労支援機関で訓練を受けている障がい者が、実際の就労に向けて3日間の体験実習にチャレンジしました。

初日は、緊張のせい動きがぎこちないところもありましたが、最終日には接客や皿洗いもしっかりできるようになり、指導したスタッフも目を見張る成長ぶりでした。

(7月13日 三重県総合文化センター(津市)にて)

## 1. 三重県からのお知らせ

- ① シンポジウム「“雇用シェア”がつなぐ企業の未来」 (PDF : 2,754KB)
- ② 元サッカー日本代表 巻誠一郎さんと考える  
「サッカーと組織運営の共通点 組織改革のカギとは？」 (PDF : 393KB)
- ③ 働き方改革アドバイザー派遣のご案内 (PDF : 256KB)
- ④ 高齢者再就職のための再就職セミナーのご案内【亀山】 (PDF : 1,155KB)
- ⑤ 高齢者再就職のための再就職セミナーのご案内【志摩】 (PDF : 1,249KB)

## 2. 三重県労働委員会事務局からのお知らせ

- ① 労働争議のあっせん制度のご案内 (PDF : 188KB)

## 3. 三重労働局からのお知らせ

- ① 9月は、全国労働衛生週間の準備期間です (PDF : 422KB)
- ② 育児・介護休業法 改正ポイントのご案内 (PDF : 241KB)
- ③ みんなで休暇。夏を楽しみリフレッシュ。 (PDF : 1,338KB)

## 4. 三重産業保健総合支援センターからのお知らせ

- ① 産業保健研修会【無料】のご案内 (PDF : 837KB)

\* 「三重の労働2021年8月・9月号」全ページを一括ダウンロードする (PDF : 8,214KB)

シンポジウム

# 『“雇用シェア”がつなく 企業の未来』

オンライン  
同時配信  
参加無料

県内事業者のみなさん!

新型コロナウイルスによる影響が長期化する中、  
会社を守ることに悩みではないですか?

「雇用の維持」や「人手不足の解消」だけでなく  
「従業員のスキルアップ」や「会社の成長」にもつながる  
今注目の“雇用シェア”について、一緒に学びましょう。

開催日時

令和3年8月30日(月)  
開演10時00分(開場9時40分)

会場

ホテルグリーンパーク津 6階  
伊勢・安濃

対象者

三重県内事業者等



## 【第1部】 基調講演【オンライン講演】

【講師】 アソビュー株式会社

代表取締役CEO 山野 智久 氏

コロナ禍で売上が対前年比95%減。そこから逆転の回復劇。  
その裏にあった「従業員の雇用を守る」ために下したトップの決断。  
山野智久氏を講師に迎え、“企業同士が支えあって会社の未来を  
つないでいく”先進的な取り組みや人財を守る想いについて語って  
いただきます。

【山野智久氏 プロフィール】 明治大学法学部卒。大学在学中に千葉県柏市で累計30万部のフリーペーパーを主宰。新卒で株式会社リクルートに入社後、2011年アソビュー株式会社創業。 レジャー×DXをテーマに、遊びの予約サイト「アソビュー!」、アウトドア予約サイト「そとあそび」などWEBサービスを運営。観光庁アドバイザーボードなど中央省庁・自治体の各種委員を歴任。一般社団法人 災害時緊急支援プラットフォーム 理事(現任)。

## 【第2部】 パネルディスカッション

“雇用シェア”を活用した企業の経営者の視点から、  
「雇用シェアの持つ可能性」についてリアルな声を届けてもらいます。

パネリスト

- ・ 山野智久氏 (アソビュー株式会社 代表取締役CEO) 【オンライン参加】
- ・ 岸 純人氏 (菰野東部交通株式会社 代表取締役社長)
- ・ 松嶋康博氏 (株式会社三重平安閣 代表取締役社長)
- ・ 島上聖司 (三重県 雇用経済部長)

ファシリテーター

藤田倫子氏(フリーアナウンサー)

相談  
ブースも  
あります  
【事前予約不要】

# 雇用シェアとは?

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、雇用の維持にお悩みの事業者と労働力不足の事業者の間で一時的に出向や兼業・副業等を活用して、双方の事業者のニーズを満たし、雇用維持と人材不足の解消を目的とするものです。

## 【プログラム】

### 【第1部】

- 10:00～10:05 主催者あいさつ (三重県副知事 廣田恵子)  
10:05～10:20 雇用シェア(在籍型出向)・産業雇用安定助成金について  
三重労働局 職業安定部長 中尾 龍一氏  
10:20～10:50 基調講演【オンライン講演】  
アソビュー株式会社 代表取締役CEO 山野 智久氏

### 【第2部】

11:00～11:40 パネルディスカッション

#### 【パネリスト】

アソビュー株式会社  
代表取締役CEO  
山野智久氏



菟野東部交通株式会社  
代表取締役社長  
岸 純人氏

三重県バス協会会員・愛知県バス協会会員・菟野町観光協会理事。  
10年前に運転士として入社した菟野東部交通株式会社に約三年前に代表取締役に就任。昨年からコロナ禍を受けて今も苦難の連続の中少しでも成長できるように日々奮闘中。

株式会社  
三重平安閣  
代表取締役社長  
松蔦康博氏



冠婚葬祭互助会を母体として、三重県下に4施設の結婚式場に婚活パーティーやお見合い等の結婚サポート事業を展開。葬祭事業では22の葬祭会館を有し墓地・墓石販売等も行っている。また冠婚葬祭以外にリハビリに特化した介護ならびに介護予防事業や、家事代行サービス事業を展開している。2021年は新事業としてECサイト事業を立ち上げている。

#### 【ファシリテーター】

フリーアナウンサー  
藤田倫子氏



三重県四日市市出身。約20年に亘り、TV・ラジオ番組のパーソナリティー、ナレーター、リポーター、番組制作に携わる。自治体広報番組を数多く手掛け、防災・環境・次世代育成・地産地消・男女共同参画など幅広いテーマで番組を制作。プロ司会者として、企業イベント・式典等の司会経験多数。日本語教師としても活動している。

三重県  
雇用経済部長  
島上聖司

11:40～14:30 相談ブース開設 【事前予約不要】  
相談対応機関

- 産業雇用安定センター三重事務所
- 三重労働局
- みえ労働力シェアリング支援拠点

#### 相談内容

- 雇用シェアの活用について  
(出向と兼業の違い、労働規約の準備など)
- 助成金について

お気軽にお越しください

#### 会場地図

ホテルグリーンパーク津  
(所在地:三重県津市羽所町700)



● 参加される場合は、次のいずれかの方法によりお申し込みください ●

#### 来場参加申込方法 【参加無料】

専用申込フォームからお申し込みください

**定員** 80名(先着)

**申込期限** 8月19日(木)



#### オンライン参加申込方法 【参加無料】

専用申込フォームからお申し込みください

**定員** なし

**申込期限** 8月23日(月)



- マスクの着用、手指の消毒、検温、ソーシャルディスタンスの確保等にご協力をお願いします。
- 発熱などの体調不良の方や感染リスクを心配される方は会場での参加をお控えください。
- 新型コロナウイルス感染症のまん延状況により、オンラインのみでの開催となる場合があります。
- 駐車場(有料)には限りがありますので、可能な限り公共交通機関をご利用ください。

【問い合わせ先】 **みえ労働力シェアリング支援拠点**  
(受託事業者: ㈱JTB三重支店)

TEL:059-221-5880  
URL <https://www.mie-share.jp/>  
Mail:sharemie20@bsec.jp

元サッカー日本代表 **巻誠一郎**さんと考える

# サッカーと組織運営の共通点 組織改革のカギとは？



開催  
日時

令和3年**9月2日**

**木**

**13:30~15:30**(予定)

## 参加対象者

- ・ 三重県内の企業の経営者層
- ・ 人事総務担当者
- ・ 働き方改革担当者

※募集人数に余裕がある場合上記対象者以外もご参加いただける場合もございます。

講師：巻誠一郎氏 経歴

1980年生まれ、熊本県出身。

駒沢大学を卒業後、プロサッカー選手として活躍。2018年に現役引退。2019年Jリーグ功労選手賞受賞。現役時代に地元熊本でサッカースクール「株式会社フットアス」を設立するとともに、現役引退後もNPO法人「YOUR ACTION」を設立するなど熊本地震復興支援活動を行っている。その他、放課後デイサービスセンター、A型就労支援施設の開設、東工大と共同事業を展開する「aiwell株式会社」社外取締役就任など、社会貢献活動をはじめ様々な分野に参画し、リーダーシップを発揮している。

セミナー  
概要

## 第一部：働き方改革導入説明会

(働き方改革アドバイザー派遣の優先案内20分)

## 第二部：基調講演「サッカーと組織運営の共通点。組織改革のカギとは？」

(基調講演50分、質疑応答30分)

**募集人数**：限定**100名**

※応募多数の場合は、三重県と協議のうえ、参加者を選定させていただく場合があります。

**開催方法**：Zoom（オンライン会議システム）

※Zoomに不慣れな方向けに、接続テストなどの「Zoom体験会」も事前に開催します。

**Zoom体験会日程**：8/24(火)・8/25(水) いずれも13:30~14:00

**お申し込み方法は裏面参照⇒**

本事業は株式会社プロスタンダードが三重県より受託・運営しています

# 元サッカー日本代表 巻誠一郎さんと考える 組織改革のカギとは？

新型コロナウイルス感染症の流行により、これまでの働き方は大きく変わりつつあります。テレワークやオンライン会議など「新しい働き方」にシフトする中で、組織では、これまで以上にトップのリーダーシップやマネジメント力が求められるとともに、働き方の形に応じたコミュニケーションの方法を模索していく必要があります。

そのヒントを学ぶため、サッカー元日本代表で現在は企業経営者として活躍される**巻誠一郎さん**をお招きし、ご自身が行ってきた「やる気を引き出させる**マネジメント法**」や「**働き方改革でリーダーに求められる役割**」について、お話しいただきます。

また、講演の最後に、参加者からの質問にお答えいただきます。

働き方改革に現在取り組んでいる方やこれから取り組む予定の方なども、たくさんのご参加をお待ちしています！

お申込みはメール・FAXまたは専用フォームにて受付

お申込み〆切：**8月27日（金）**

・メール：[m.takatori@prostandard.co.jp](mailto:m.takatori@prostandard.co.jp)

・このチラシをFAX：03-6899-3267

・専用  
フォーム



【メールでお申込みの場合】

件名に「セミナー参加希望」、本文に①企業名、②参加者の役職・氏名、③参加者のメールアドレス、④電話番号、⑤Zoom体験会の希望日程(8/24(火)・8/25(水)・不参加)を必ずご記載ください。

WEBセミナーの参加URLを送付するため、**メールアドレスを必ずご記載ください。**  
ご記載いただけない場合は参加できませんので予めご承知おき願います。

FAX申込書 記入欄

企業名				
参加者①	部署	役職	お名前（ふりがな）	メール
参加者②	部署	役職	お名前（ふりがな）	メール
参加者③	部署	役職	お名前（ふりがな）	メール
ご連絡先（代表）	（ ） —		Zoom体験会をご希望しますか？ <input type="checkbox"/> 8/24(火) ・ <input type="checkbox"/> 8/25(水) ・ <input type="checkbox"/> 不参加	

※ご教示いただくメールアドレスへアドバイザー派遣企業募集のご案内等のメールを差し上げることがございます。

さらに、**参加者アンケートをご回答いただいた企業様**には、弊社作成の『働き方改革実現マニュアル（残業削減編 PDF31枚分）』を**無料**進呈いたします。

※当マニュアルはセミナー参加後、PDFのデータをメールにて配布させていただきます。

お問い合わせ先（受付時間は平日9:00から18:00まで）

株式会社プロスタダード メール：[m.takatori@prostandard.co.jp](mailto:m.takatori@prostandard.co.jp)

担当：高取 TEL：03-6899-3266 FAX：03-6899-3267

# 働き方改革アドバイザー派遣のご案内

「働き方改革」にこんなお悩みをお持ちではないですか？



うちは働き方改革関連法を守れているかな？

従業員が有給を取得しても、業務が回るかな？

コロナ禍で売上・利益が心配だけど、働き方改革に取り組む余裕はあるかな？

**働き方改革の専門家が中小企業等の課題解決を支援します！**

※裏面に対象企業の要件記載

働き方改革アドバイザー派遣を受ける **メリット**

専門的なノウハウ

専門家から働き方改革のノウハウが得られます。

ムリのない  
課題解決

貴社の実情に合った支援が月1回のペースで得られます。

生産性向上の  
可能性

成果直結業務の割合を増やす方法が分かり、生産性向上にもつながります。

## 働き方改革アドバイザー派遣の概要

- ◆募集企業数：**限定7社**（※募集企業数に到達次第、締め切らせていただきます）
- ◆派遣回数：5回程度（月1回、2時間程度） ◆派遣期間：令和3年8月～令和4年3月
- ◆アドバイザー派遣にかかる費用：**無料**  
（※ただし三重県地域活性化雇用創造プロジェクト賛助会の会員登録のうえ、臨時会費1万円をお支払いいただく必要があります。）
- ◆アドバイザー派遣の主な内容：  
働き方改革推進体制構築の支援、働き方改革推進を目的とした社内研修・ワークショップ

## アドバイザープロフィール

### 株式会社プロスタンダード



代表取締役社長/働き方改革コンサルタント **若林雅樹**

前職の株式会社インテリジェンスでは全社5,000人の働き方改革プロジェクトを任せ、時間外勤務を大幅に削減。会社設立後は、全社の働き方改革を推進。著書は「メールはすぐに返信するな。」（KADOKAWA）



シニアコンサルタント **米倉剛**

前職では、顧客企業の組織開発、従業員および顧客満足度強化、人材開発を実施。やりっぱなしにせず企画・運営・フォローと実効性に注力し、表彰多数。



シニアコンサルタント **林成彦**

コミュニケーションを切り口とした研修、コンサルティングを専門とする。体験や演習を重視したワークショップ型の研修を実施。講師歴14年。

本事業は三重県からの委託を受け、株式会社プロスタンダードが運営しています。

# 働き方改革アドバイザー派遣の対象企業：下記の要件を全て満たす企業

## 1. 「地プロ」賛助会に入会し臨時会費を負担する企業

### 三重県地域活性化雇用創造プロジェクト賛助会（「地プロ」）

- ・本事業は三重県地域活性化雇用創造プロジェクト賛助会（第3期）の事業として実施します。
- ・事業を活用される企業で、賛助会に未入会の場合はご入会いただきます。
- ・事業利用のための臨時会費として10,000円をご負担いただきます。

## 2. 以下の「地プロ」対象業種に該当する企業

食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、その他の製造業、通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、飲食料品小売業、宿泊業、飲食店、電業、鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、各種商品小売業、織物・衣服・身の周り品小売業、その他の小売業、無店舗小売業、持ち帰り・配達飲食サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、娯楽業、その他の事業サービス業、輸送用機械器具製造業、繊維工業、家具・装備品製造業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、技術サービス業、自動車整備業

## 3. 働き方改革アドバイザー派遣の取り組み成果をモデル事例として発信することに協力できる企業

## 4. 取組成果中間共有会(11月頃)、取組成果最終共有会(2月頃)の両日程に参加できる企業

※ただし、応募多数の場合、県と調整のうえ、以下の規模に該当する中小企業を優先いたします。

業種分類	製造業、その他の業種	卸売業	小売業	サービス業
条例上の範囲	資本金3億円以下または従業員数300人以下	資本金1億円以下または従業員数100人以下	資本金5千万円以下または従業員数50人以下	資本金5千万円以下または従業員数100人以下

お申込みは メール・FAX・専用フォーム にて受付

・メール：[m.takatori@prostandard.co.jp](mailto:m.takatori@prostandard.co.jp)

・このチラシをFAX：03-6899-3267

※募集企業数に到達次第、締め切らせていただきます

・専用  
フォーム



メールでお申込みの際は、件名に「アドバイザー派遣希望」、本文に①企業名、②ご担当者の氏名、③メールアドレス、④電話番号を必ずご記載ください。

※ご教示いただくメールアドレスへ働き方改革に関するご案内等のメールを差し上げることがございます。

### FAX申込書 記入欄

企業名		従業員数		名
業種		資本金		万円
ご担当者		部署名・役職名		
電話番号		メールアドレス		@
所在地	〒			
働き方改革の取り組みに関して抱えている課題				

さらに、お申込みの企業様には弊社作成の『生産性向上ガイドブック(仕事の段取り・優先度編 PDF14枚分)』を無料進呈いたします。

お問い合わせ

株式会社プロスタンダード 担当：高取 メール：[m.takatori@prostandard.co.jp](mailto:m.takatori@prostandard.co.jp)  
TEL：03-6899-3266 FAX：03-6899-3267

高年齢者再就職のための

再就職支援セミナー  
のご案内入場  
無料雇用保険受給者の  
皆さま

失業の認定における

「求職活動実績」として  
認められます。雇用保険受給資格証を  
必ずご持参ください。

開催日時

2021年  
9/27 月  
13:30 ~ 16:30

会場

公益財団法人  
亀山市地域社会振興会  
青少年研修センター1階 集会場  
亀山市若山町7番10号  
TEL.0595-82-3130

県内の直近の雇用情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響により、全般的には、非常に厳しい状況が続いているところですが、コロナ後を見据えた胎動も見られます。また、業種によっては人手不足の事業所もあります。加えて、将来にわたり引き続き、労働力人口の減少が見込まれていることから、高年齢者（高年齢者とは概ね55歳以上を対象としています。）は貴重な戦力と期待されています。そこで、高年齢者が意欲と能力がある限り、年齢にかかわらず働ける機会を増やし、また、新たな仕事などにチャレンジする方々のための支援として、下記の再就職支援セミナーを開催します。高年齢者で、求職者・定年予定者の方は是非ご参加ください。

## 第1部 「高年齢者の再就職のために」

13:30  
~  
14:15講師 株式会社 R&E コンサルタント  
人財育成専門チーム チーフコンサルタント 中川 眞理子 氏

## 第2部 「高年齢者の働き方について」 ~体験談をふまえて~

14:15  
~  
15:00

講師 キャリアコンサルタント 西村 佳美 氏

## 第3部 「業界研究」

15:00  
~  
15:30「介護・福祉等」 医療法人 博仁会（村瀬病院グループ）  
「卸売業・小売業」 三重交通商事株式会社

## 第4部 「個別相談会」 ※個別相談のため、原則として、事前予約制とします。(定員4名まで)

15:30  
~  
16:30三重県生涯現役促進地域連携協議会 支援員  
社会福祉法人三重県社会福祉協議会 三重県福祉人材センター

- ・感染症対策の観点から、マスクの着用や手指の消毒等にご協力いただきますようお願いいたします。
- ・発熱や咳等の風邪症状がみられる方や、感染リスクを心配される方については来場をご遠慮ください。
- ・「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)」の活用および会場における「安心みえるLINE」のQRコードの読込にご協力いただきますようお願いいたします。

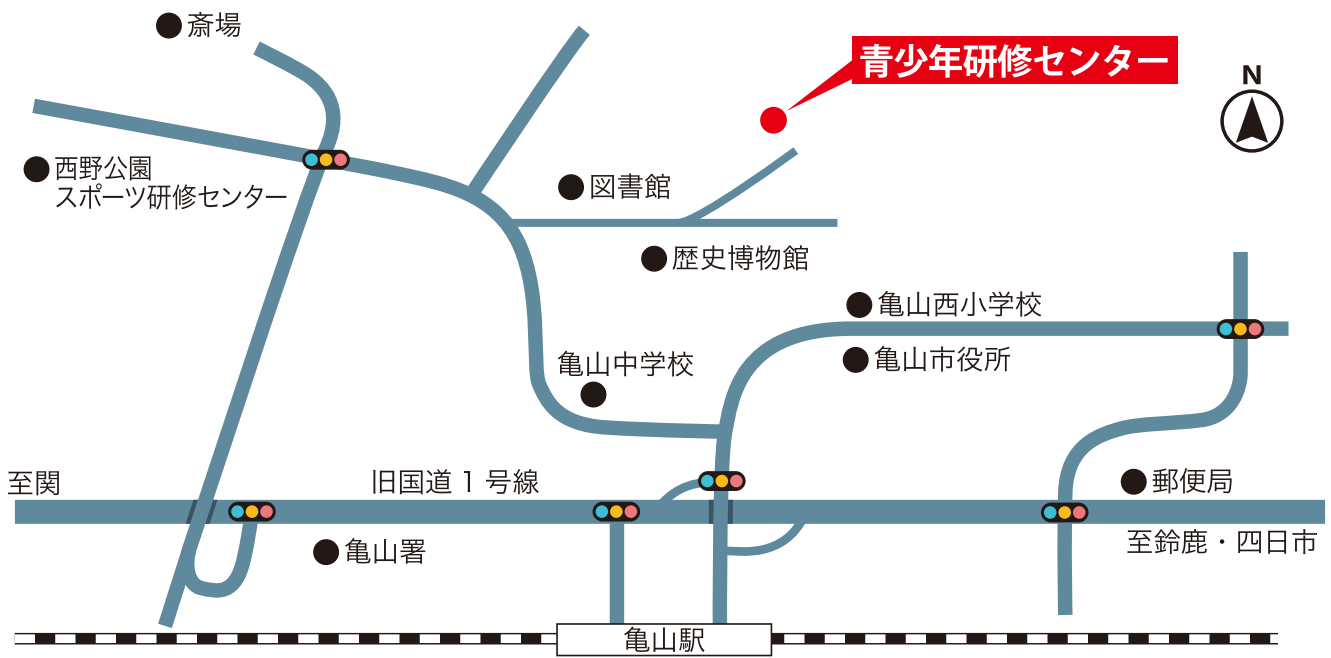
※新型コロナウイルス感染症拡大状況によっては、セミナーの内容を変更・中止する場合があります。

主催：三重県生涯現役促進地域連携協議会

運営：三重労使雇用支援機構(三重県経営者協会・連合三重) 協力：ハローワーク



## 会場へのご案内



## 参加お申し込み

TEL・FAX・e-mailにてお申込みください。

**TEL** 059-228-3557 **FAX** 059-228-3710

**e-mail** kazu@miekeikyo.jp

**定員** 40名

**締切** 2021年9月21日(火)までにお願ひします。(定員締切)

**担当** 中村

## 9月27日 青少年研修センター分

氏名		
所在地	ご住所	〒 -
	TEL・携帯	
e-mail		
個別相談会	希望する	希望しない

※どちらかを○で囲んでください。

※本セミナーへの申込み内容については、ハローワークへ情報提供を行わせて頂きます。同意の上でお申し込みください。

申込先

### 三重労使雇用支援機構

〒514-8691 津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル3階

TEL 059-228-3557 / FAX 059-228-3710

# 令和3年度 生涯現役促進地域連携事業

## 定年退職者(予定者)・求職者の方は是非ご参加ください

### 高年齢者再就職のための

# 再就職支援セミナー

## のご案内

**入場  
無料**

開催日時

2021年  
**9/6**月  
13:30 ~ 16:30

会場

三重県志摩庁舎  
**2階 大会議室**  
志摩市阿児町鵜方 3098-9  
TEL.0599-43-5125

雇用保険受給者の  
皆さま

失業の認定における  
「**求職活動実績**」として  
認められます。  
雇用保険受給資格証を  
必ずご持参ください。

県内の直近の雇用情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響により、全般的には、非常に厳しい状況が続いているところですが、コロナ後を見据えた胎動も見られます。また、業種によっては人手不足の事業所もあります。加えて、将来にわたり引き続き、労働力人口の減少が見込まれていることから、高年齢者（高年齢者とは概ね55歳以上を対象としています。）は貴重な戦力と期待されています。そこで、高年齢者が意欲と能力がある限り、年齢にかかわらず働ける機会を増やし、また、新たな仕事などにチャレンジする方々のための支援として、下記の再就職支援セミナーを開催します。高年齢者で、求職者・定年予定者の方は是非ご参加ください。

### 第1部 「高年齢者の再就職のために」

13:30  
～  
14:15

講師

株式会社 R&E コンサルタント  
人材育成専門チーム チーフコンサルタント **中川 眞理子 氏**

### 第2部 「高年齢者の働き方について」～体験談をふまえて～

14:15  
～  
15:00

講師

キャリアコンサルタント **西村 佳美 氏**

### 第3部 「業界研究」

15:00  
～  
15:30

- ①「観光業」 鳥羽シーサイドホテル(株)
- ②「介護・福祉等」 社会福祉法人三重県社会福祉協議会

### 第4部 「個別相談会」 ※個別相談のため、原則として、事前予約制とします。(定員4名まで)

15:30  
～  
16:30

三重県生涯現役促進地域連携協議会 支援員  
社会福祉法人三重県社会福祉協議会 三重県福祉人材センター

- ・感染症対策の観点から、マスクの着用や手指の消毒等にご協力いただきますようお願いいたします。
- ・発熱や咳等の風邪症状がみられる方や、感染リスクを心配される方については来場をご遠慮ください。
- ・「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)」の活用および会場における「安心みえるLINE」のQRコードの読込にご協力いただきますようお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染症拡大状況によっては、セミナーの内容を変更・中止する場合があります。

主催：三重県生涯現役促進地域連携協議会

運営：三重労使雇用支援機構(三重県経営者協会・連合三重) 協力：ハローワーク

## 会場へのご案内



## 参加お申し込み

TEL・FAX・e-mailにてお申込みください。

**TEL** 059-228-3557 **FAX** 059-228-3710

**e-mail** kazu@miekeikyo.jp

**定員** 40名

**締切** 2021年9月1日(水)までにお願ひします。(定員締切)

**担当** 中村

## 9月6日 三重県志摩庁舎分

氏名		
所在地	ご住所	〒 -
	TEL・携帯	
e-mail		
個別相談会	希望する ・ 希望しない	※どちらかを○で囲んでください。

※本セミナーへの申込み内容については、ハローワークへ情報提供を行わせて頂きます。同意の上でお申し込みください。

申込先

### 三重労使雇用支援機構

〒514-8691 津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル3階

TEL 059-228-3557 / FAX 059-228-3710

# 労働争議のあっせん制度のご案内

～労働組合と会社の間で発生した労働条件等に関する争議の解決支援～

労働争議のあっせんは、労働組合と会社との間で、賃金や勤務時間などの労働条件等に関する問題について団体交渉等を行ったものの自主的な解決が困難なとき、当事者からの申請等により、争議を平和的に解決するための仲介・援助などを行う制度です。

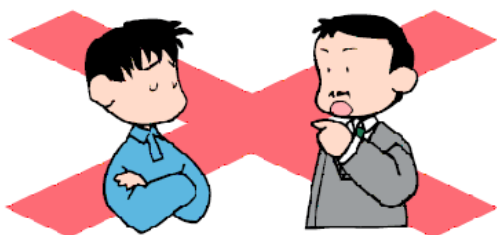
## ■ 労働委員会のあっせんの方法

あっせんは、労働組合と使用者のいずれか一方又は双方の申請により開始されます。

あっせんの開始とともに、争議の仲介・援助を行うあっせん員が指名されます。あっせん員には、労働者側、使用者側及び第三者の性格を持つ公益側から各1名、計3名の経験豊富な委員が任命されます。あっせん員が公平・中立な立場で当事者双方の言い分を聞き、解決のために適切な助言を行い、双方の歩み寄りを図り、その結果、双方の意向が一致することで解決が図られます。

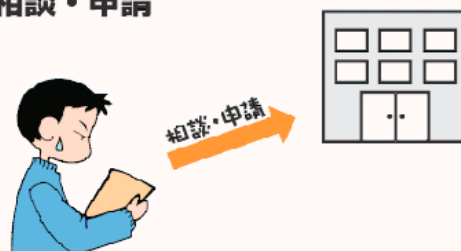
### 【あっせんの流れ】

#### ① 紛争の発生



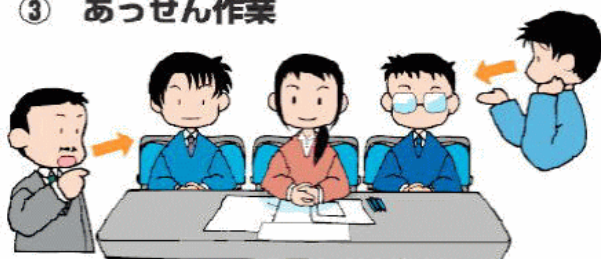
労働組合と会社との話し合いがまとまらない。

#### ② 相談・申請



労働委員会へ、相談・申請してください。

#### ③ あっせん作業



あっせん員が双方から事情を聞き、指導・助言を行い、歩み寄りを図ります。

#### ④ 解決または打ち切り



双方の意見が一致すれば解決。  
解決の見込みがない場合は打ち切りとなります。

## 三重県労働委員会事務局

〒514-0004 津市栄町1丁目954 三重県栄町庁舎5階

TEL 059-224-3033 FAX 059-224-3053

ホームページ <http://www.pref.mie.lg.jp/ROUI/HP/>

労働委員会のご利用は**無料**です！

9月は、全国労働衛生週間の準備期間です

本週間：10月1日～7日・準備期間：9月1日～30日

全体(主)スローガン

**「向き合おう！ 心とからだの 健康管理」**

副スローガン

**「うつらぬうつさぬルールとともに  
みんなで守る健康職場」**

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として、毎年実施しており、今年で72回目になります。

本年度のスローガンは、全体のスローガンに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた副スローガンを設けました。

各職場においては、令和3年度全国労働衛生週間実施要綱に基づき取組を展開し、誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします。

準備期間中には、日常の労働衛生活動について、総点検を行いましょう。

詳しくは、実施要綱（点検項目は、10（2））をご参照ください。

死亡災害ゼロ・

アンダー2,000 みえ推進運動

～人生100年時代の労働災害防止対策～

三重労働局



## 令和3年度全国労働衛生週間実施要綱

### 1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第72回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、過労死等事案の労災認定件数は、令和2年度には802件となっており、また、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えている(平成30年労働安全衛生調査(実態調査))。このような状況の中、過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策の推進が必要である。

また、新型コロナウイルス感染症のり患による休業4日以上労働災害は、令和2年には6,000人以上発生しており、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためには、事業場で留意すべき「取組の5つのポイント」をはじめ、各事業場の実態に即した感染予防対策を徹底し継続することが求められる。

さらに、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、健康づくりを推進していくことが求められている。このため、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)を策定し、健康づくり等の取組を推進していくこととしている。

日本の労働人口の約3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いている中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面が増えることが予想されることから、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発等を進めることにより、企業の意識改革や地域における支援体制の強化を進めている。

化学物質に起因する労働災害については、特定化学物質障害予防規則などの特別規則の対象となっていない有害物によるものが全体の8割を占めている。こうした化学物質による健康障害を防止するため、関連法令に基づく取組の徹底に引き続き取り組むとともに、特別規則の対象となっていない化学物質による労働災害を防止するため、各事業場におけるリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減対策の実施を更に促進していくことが必要である。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間1,000人を超えている中で、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存しており、その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務づけられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に行われていない事例が散見される。こうしたことを踏まえ、令和2年7月に石綿障害予防規則を改正し、石綿によるばく露防止対策を強化した

ところである。

このような背景を踏まえ、今年度は、

「向き合おう！ ころとからだの 健康管理」

を全体のスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図り、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた副スローガンとして

「うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場」

を設け、事業場における更なる感染防止の徹底を呼び掛けることとする。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる“三つの密”（①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集空間（多くの人々が密集している）、③密接空間（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる））を避けることを徹底しつつ、各事業場の労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施することとする。

## 2 スローガン

全体（主）スローガン：

- ・向き合おう！ ころとからだの 健康管理

副スローガン：

- ・うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場

## 3 期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

## 4 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

## 5 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

## 6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

## 7 実施者

各事業場

## 8 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

## 9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

## 10 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

### (1) 全国労働衛生週間中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

### (2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

#### ア 重点事項

- (ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項
  - a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
  - b 事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明



- c 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
  - d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
  - e 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- (イ)「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項
- a 事業者によるメンタルヘルスカを積極的に推進する旨の表明
  - b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
  - c 4つのメンタルヘルスカ（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供
  - d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
  - e ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
  - f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
  - g 「自殺予防週間」（9月10日～9月16日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルスカへの積極的な取組の実施
  - h 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルスカに関する支援の活用
- (ウ)新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組の推進に関する事項
- a 職場における感染防止対策の基本である「取組の5つのポイント」に基づく、事業場内の感染防止対策実施状況の確認と徹底
  - b 「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用した、職場の実態に即した実行可能な感染拡大防止対策の検討及び対策の実施
- (エ)「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく労働災害の予防的観点からの高年齢労働者に対する健康づくりの推進に関する事項
- a 事業者による高年齢労働者の労働災害防止対策に積極的に取り組む旨の表明
  - b 高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施
  - c 高年齢労働者が安全に働き続けることができるよう、事業場の実情に応じ、施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し

- d 労働安全衛生法に基づく雇入時及び定期の健康診断の確実な実施と、労働者の気付きを促すための体力チェックの活用
  - e 高年齢労働者の身体機能の維持向上のための取組の実施
- (オ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- a 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等の特別規則の遵守の徹底（非製造業業種を含む）、金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の推進
  - b 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際及びユーザーが購入した際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認
  - c SDSにより把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の推進
  - d ラベルや SDS の内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対する教育の推進
  - e 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱い物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
  - f 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や化学物質の皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱い上の注意事項の確認
  - g 特殊健康診断等による健康管理の徹底
  - h 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底
- (カ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- a 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進
    - (a) 必要な知識を有する者による事前調査の実施、事前調査結果の掲示及び備え付けの徹底
    - (b) 労働基準監督署に対する届出の徹底
    - (c) 隔離・湿潤化の徹底
    - (d) 呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進
    - (e) 作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底
    - (f) 石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底
    - (g) 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進
    - (h) 作業実施状況の写真等による記録の徹底
  - b 吹付け石綿等が損傷、劣化し、労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底（貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。）

- (a) 労働者が就業する建築物における石綿含有建材の使用状況の把握
- (b) 封じ込め、囲い込みがなされていない吹付け材、保温材等の石綿使用の有無の調査
- (c) 建材の損傷劣化状況に関する必要な頻度の点検の実施
- (d) 建材の劣化状況等を踏まえた必要な除去等の実施
- (e) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷・劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施
- c 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止
  - (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷・劣化等の状況に関する当該業務の発注者からの情報収集の実施
  - (b) 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底
- d 禁止前から使用している石綿含有部品を交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
  - (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
  - (b) 石綿含有部品を交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具等の使用等
- (キ)「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項
  - a 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
  - b 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
  - c 支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
- (ク)「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
  - a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
  - b 研修等による両立支援に関する意識啓発
  - c 相談窓口等の明確化
  - d 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
  - e 治療と仕事の両立を支援するための制度導入等に係る助成金、産業保健総合支援センターによる支援の活用
- (ケ)「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進に関する事項
  - a リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施

- b 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）の実施
  - c 社会福祉施設及び医療保健業向けの腰痛予防講習会等を活用した介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の実施
  - d 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人力への負担の軽減
- (コ)「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進に関する事項
- a WBGT 値の実測と、測定値に基づく熱中症リスクの評価、作業時間の短縮や、暑熱順化不足者の把握を含めた作業前ミーティングでの注意喚起など、評価を踏まえた適切な熱中症予防対策の実施
  - b 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の摂取
  - c 救急措置の事前の確認と実施
  - d 健康診断結果を踏まえた日常の健康管理や健康状態の確認
- (サ)「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項
- a 「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【労働者用】」を活用した作業環境の確保及び改善
  - b 「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】」を活用した労働者の心身の健康確保

#### イ 労働衛生 3 管理の推進等

- (ア) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項
- a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
  - b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
  - c 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議
  - d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
  - e 現場管理者の職務権限の確立
  - f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実
- (イ) 作業環境管理の推進に関する事項
- a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
  - b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
  - c 事務所や作業場における清潔保持
  - d 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善

- (ウ) 作業管理の推進に関する事項
  - a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
  - b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
  - c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
- (エ) 「職場の健康診断実施強化月間」（９月１日～９月３０日）を契機とした健康管理の推進に関する事項
  - a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
  - b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
  - c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
  - d 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- (オ) 労働衛生教育の推進に関する事項
  - a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
  - b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施
- (カ) 「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等に基づく心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施に関する事項
- (キ) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進に関する事項
- (ク) 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進に関する事項
- (ケ) 職場における感染症（新型コロナウイルス感染症、ウイルス性肝炎、HIV、風しん等）に関する予防接種への配慮を含めた理解と取組の促進に関する事項

#### ウ 作業の特性に応じた事項

- (ア) 粉じん障害防止対策の徹底に関する事項
  - a 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」（９月１日～９月３０日）を契機とした「第９次粉じん障害防止総合対策」に基づく取組の推進
    - (a) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくはばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策
    - (b) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
    - (c) 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
    - (d) じん肺健康診断の着実な実施
    - (e) 離職後の健康管理の推進
  - b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進

- (イ) 電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項
- (ウ) 「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底に関する事項
- (エ) 「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項
- (オ) 「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進に関する事項
- (カ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項
  - a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
  - b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底
- (キ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等に関する事項

#### エ 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

- (ア) 東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底に関する事項
- (イ) 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」（平成 24 年 8 月 10 日付け基発 0810 第 1 号）に基づく東電福島第一原発における事故の教訓を踏まえた対応の徹底に関する事項

# 育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

以下が改正内容の主なポイントになります。 ※詳細は追って省令等で定められます。

## ① 出生直後の時期に柔軟に育児休業を取得できるようになります。

施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日

	新制度（現行制度とは別に取得可能）	+	現行育休制度
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能		原則子が1歳（最長2歳）まで
申出期限	原則休業の2週間前まで（※1）		原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能		原則分割不可 （今回の改正で分割して2回まで取得可能）
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、 <b>労働者が合意した範囲（※2）で休業中に就業することが可能</b>		原則就業不可

※1 職場環境の整備などについて、今回の改正で義務付けられる内容を上回る取り組みの実施を労使協定で定めている場合は、1か月前までとすることができます。

※2 具体的な手続きの流れは以下①～③のとおりです。

①労働者が就業してもよい場合は事業主にその条件を申出

②事業主は、労働者が申し出た条件の範囲内で候補日・時間を提示

③労働者が同意した範囲で就業

なお、就業可能日等の上限（休業期間中の労働日・所定労働時間の半分）を厚生労働省令で定める予定です。

（注）新制度についても育児休業給付の対象となります。

## ② 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置が事業主の義務になります

施行日：令和4年4月1日

- 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備（研修、相談窓口設置等）
- 妊娠・出産（本人または配偶者）の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

・雇用環境整備の具体的内容については、複数の選択肢からいずれかを選択して措置していただくこととする予定です。

・個別周知の方法については、省令において、面談での制度説明、書面による制度の情報提供等の複数の選択肢からいずれかを選択して措置していただくこととする予定です。

※ 休業取得意向の確認は、事業主が労働者に対し、育児休業の取得を控えさせるような形での実施を認めないことを定める予定です。

### ③ 育児休業を分割して取得できるようになります

施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日

#### 改正前

- 原則分割することはできない
- 1歳以降に育休を延長する場合、育休開始日は1歳、1歳半の時点に限定

#### 改正後

- （新制度とは別に）分割して2回まで取得可能
- 1歳以降に延長する場合について、育休開始日を柔軟化

### ④ 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和されます

施行日：令和4年4月1日

#### 改正前

- （育児休業の場合）
- (1)引き続き雇用された期間が1年以上
  - (2)1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない

#### 改正後

- (1)の要件を撤廃し、(2)のみに  
※無期雇用労働者と同様の取り扱い  
（引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は労使協定の締結により除外可）

### ⑤ 育児休業取得状況の公表が義務になります

施行日：令和5年4月1日

従業員数1,000人超の企業は、**育児休業等の取得の状況を公表することが義務付けられます。**

※公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」と省令で定める予定です。

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	埼玉	048-600-6210	岐阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐賀	0952-32-7218
青森	017-734-4211	千葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長崎	095-801-0050
岩手	019-604-3010	東京	03-3512-1611	愛知	052-857-0312	岡山	086-225-2017	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大分	097-532-4025
秋田	018-862-6684	新潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	山口	083-995-0390	宮崎	0985-38-8821
山形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京都	075-241-3212	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-223-8239
福島	024-536-4609	石川	076-265-4429	大阪	06-6941-8940	香川	087-811-8924	沖縄	098-868-4380
茨城	029-277-8295	福井	0776-22-3947	兵庫	078-367-0820	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2851	奈良	0742-32-0210	高知	088-885-6041		
群馬	027-896-4739	長野	026-227-0125	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4894		



みんな  
で休暇。  
夏を  
楽しみ  
みリフ  
レッシ  
ュ。



## 新しい働き方・休み方を実践するために 年次有給休暇を上手に活用しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。



働き方・休み方改善  
ポータルサイト



年次取得促進  
特設サイト

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト

### 働き方の新しいスタイル



テレワークや  
ローテーション勤務



時差通勤で  
ゆったりと



オフィスは  
ひろびろと



会議は  
オンライン



対面での打合せは  
換気とマスク

# 新しい働き方・休み方を実践するために、 年次有給休暇を上手に活用しましょう。



## ●年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

## 1) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

## 2) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

### 年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例(個人別付与方式の場合)

〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

- 1 当社の従業員が有する〇〇〇〇年度の年次有給休暇(以下「年休」という。)のうち5日を超える部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。  
なお、その有する年休の日数から5日を差し引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。
- 2 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。  
前期=4月～9月の間で3日間 後期=10月～翌年3月の間で3日間
- 3 各個人別の年休付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。
- 4 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。
- 5 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
- 6 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇

〇〇労働組合 執行委員長 〇〇〇〇

## ●時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

### 〈労使協定で定める事項〉

#### ① 時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

#### ② 時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

#### ③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例)所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

#### ④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

●就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

注) 時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

令和3年度下期(10月～3月分)

# 産業保健研修会【無料】のご案内

三重産業保健総合支援センター(三重さんぼセンター)主催の研修会は、産業保健関係者の専門的・実践的能力の向上を図るため、皆様方のご理解、ご協力をいただきながら、新型コロナウイルス感染予防対策(以下、コロナ対策といえます。)に十分留意し開催しているところです。研修会は「産業医向け研修会(三重県医師会共催、日本医師会認定産業医研修)【単位取得有り】」と「産業保健スタッフ向け研修会【単位取得無し】」に区分していますが、どちらの研修会も職種等に関係なく希望される産業保健スタッフ等の皆様に受講していただけますのでご利用ください。

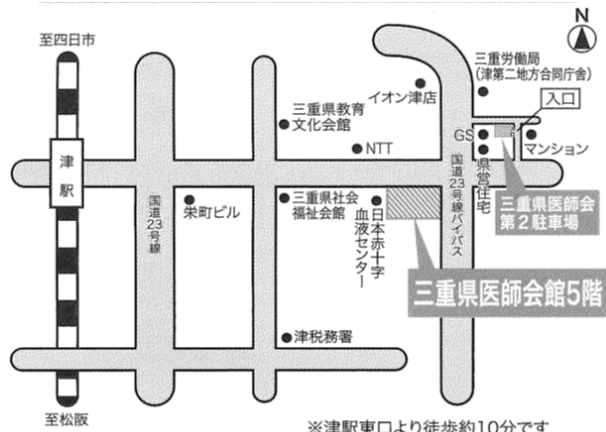
## 産業保健研修会申込み方法及び注意事項等

- **申込み方法は、原則、研修会の前日までに当センターのホームページ(以下、HPといえます。)**の「研修のご案内申込み」の「研修会申込み」の画面から行ってください。(注:研修会テーマの横に「一定員に達しました」の表示があるものは申込みができません。)なお、HPの画面からお申し込みいただいた方には、記入されたメールアドレス宛に返信しますので確認をお願いします。返信が届かない場合は、必ずご連絡をお願いします。また、FAX又は郵送による申込みを希望される場合は、**HPの申込票をダウンロードし、必要事項をご記入の上、研修会前日までに必着**をお願いします。
- **申込み数は、コロナ対策により定員を大幅に減らしているため、少しでも多くの方に研修の機会を設けさせていただきたく、「産業医向け研修会」については、お1人様1ヶ月間に1研修以内**とします。ただし研修会開催日の一週間前において、定員に達していない場合は制限を解除します。(注:「産業保健スタッフ向け研修会」の制限はありません。)
- **受付開始日は、研修会開催日の属する月の初日の2ヶ月前の開館日**とします。(例①:11/4(金)研修会→9/1(水)から受付 例②:3/11(木)研修会→1/4(火)から受付 ※1/1～3は閉館日のため) **締切日は、研修会前日**までとしますが、**定員になり次第受け付けを終了**します。ただし、キャンセル等で定員に余裕ができた場合は、受け付けを再開しますので、一度定員に達した場合でも、希望される研修会については、HPを確認してください。
- **研修を受講される方は、コロナ対策の観点から当面の間、県内に在住又は在勤されている方のみ**とさせていただきます。
- **申込み前に、必ずHPの「三重産業保健総合支援センター産業保健研修会受講者の皆様へ」**をご覧ください、**ご理解の上、お申込みください**。なお、コロナ対策、天災事変、申込者が少ない場合や講師都合等により**研修会を中止する場合があります**。既に申込み済みの方には、当センターから連絡させていただきます。
- **研修会場は、当センターの会議室(三重県医師会館 5階)で、研修時間は、14時30分から16時30分までの2時間**が基本ですが、一部の研修において開始時間及び研修時間等が異なるものがありますのでご注意ください。なお、**都合等で欠席される場合は、早め(前日まで)に必ず連絡をお願いします**。
- Web研修会の開催については、現在準備中です。実施等につきまして決定次第メルマガやHP等でお知らせします。

## 日本医師会認定産業医制度の生涯研修研修会に関するお願い

- 「産業医向け研修会」は、「日本医師会認定産業医制度」における「生涯研修」の単位が取得できる指定研修として、申請中(本書作成時)です。指定研修会当日、単位取得を希望される方は、「産業医学研修手帳(Ⅱ)」をお預かりし、本人確認を実施させていただきますので、受付に「産業医学研修手帳(Ⅱ)」をご持参の上、公的機関発行の顔写真付き身分証明書(運転免許証等)の提示をお願いします。
- 研修会に15分以上の遅刻・早退があった場合は、単位の一部又は全部が認められなくなりますのでご注意ください。また、研修予定時間の一部のみを受講を希望される申込みは受け付けられませんのでご了承ください。
- 日本医師会認定産業医制度における「オンライン・個人参加型研修会について」の詳細は、日本医師会又は三重県医師会へお問合せください。

## 三重産業保健総合支援センター案内図



## 当センターのご利用日時

休日を除く日の8時30分から17時15分まで  
(休日:毎週土・日曜日、国民の祝祭日、年末年始)  
独立行政法人 労働者健康安全機構  
**三重産業保健総合支援センター**  
(三重さんぼセンター) 〒514-0003  
津市桜橋二丁目191番4 三重県医師会館5階  
TEL 059-213-0711/FAX 059-213-0712  
ホームページアドレス <https://www.mies.johas.go.jp/>  
Eメールアドレス [mie-jooohas@mies.johas.go.jp](mailto:mie-jooohas@mies.johas.go.jp)

三重さんぼセンターのHPをご活用ください!

三重産業保健総合支援センター 検索

# 三重産業保健総合支援センター 令和3年度下期(10月～3月)産業保健研修

【令和3年度下期 産業保健研修会(産業医向け) 三重県医師会共催 日本医師会認定産業医研修【単位取得有り】】

(産業医向け、産業保健スタッフ向け同時開催含む)

\*研修時間にご注意ください

開催日時	研修会テーマ/内容	講師/所属・役職・資格等/定員/認定研修
10月8日 (金) 14:30～16:30	<b>職場での母性健康管理と妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント対策</b> 女性労働者の妊娠期から出産後にかけての事業主が講ずべき措置や母性保護規定、さらには、妊娠・出産・育児休業に関するハラスメント対策について解説します。(産業医・スタッフ同時開催)	杉山 紀子 三重労働局雇用環境・均等室 指導係長 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 更新 2単位
10月13日 (水) * 14:00～16:30	<b>ストレスチェック制度のあらましと高ストレス者・長時間労働者に対する面接指導</b> 平成27年12月から企業においてストレスチェックが義務化されました。ストレスチェックについて再度概観するとともに、高ストレス者に対してどのように面接指導をすればよいかを検討します。また、長時間労働者に係る面接指導についても資料を基に触れます。(産業医向け)	竹内 登規夫 愛知教育大学 名誉教授 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 専門 2.5単位
10月14日 (木) 14:30～16:30	<b>歯周病などの歯科疾患と生活習慣病との関連について</b> 歯科疾患と生活習慣病は深く関連しています。今回は、歯周病と全身の健康との関連と歯周病予防についてお話しします。(産業医・スタッフ同時開催)	福森 哲也 (公社)三重県歯科医師会 常務理事 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 専門 2単位
10月19日 (火) 14:30～16:30	<b>職場における若年性認知症の理解と対応</b> 全国に約4万人いるといわれている若年性認知症を取り上げ、職場での気づきのポイント、経過及び支援の概要について参加者の皆様と考えたいと思います。(産業医・スタッフ同時開催)	井上 雄一郎 (医)鴻池会 秋津鴻池病院 精神科医師 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 専門 2単位
10月20日 (水) * 13:30～16:30	<b>労働基準法のあらまし</b> 労働トラブル未然防止のための労働関係法及び働き方改革関連法について、実例を交えて説明します。(産業医・スタッフ同時開催)	大西 洋一 社会保険労務士 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 更新 3単位
10月21日 (木) 14:30～16:30	<b>化学物質の有害性のリスクアセスメントの基本と事例について</b> 化学物質の有害性のリスクアセスメントについて基本的な事項について説明し、リスクの見積り例とリスクの低減措置など、化学物質の有害性のリスクアセスメントのポイントと実施例について紹介します。(産業医・スタッフ同時開催)	村田 和弘 当センター産業保健相談員(労働衛生工学担当) 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 実地 2単位
10月28日 (木) 14:30～16:30	<b>職場におけるがん対策と産業医の役割</b> 予防、検診、両立支援など職域で必要とされる「がん対策」、そして産業医が携わるべきことを、事例を交えてお伝えします。(産業医向け)	古田 さとり 三重産業医会 理事 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 実地 2単位
11月2日 (火) 14:30～16:30	<b>被ばく管理と被ばく予防</b> 各種測定器を用いた表面汚染計による放射能汚染をした際のスクリーニング法や放射線の簡単な実習など法律上放射性物質とみなされない線源を使用する実習。それにヒヤリハット事例を用いて、被ばく予防を学ぶ。(産業医・スタッフ同時開催)	木村 真三 獨協医科大学 国際疫学研究室福島分室長・准教授 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 実地 2単位
11月4日 (木) 14:30～16:30	<b>産業医が知っておきたい職場におけるメンタルヘルス対策最新情報</b> 令和4年を目標に定めた国の5か年計画「第13次労働災害防止計画」では、「仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場が資源を含めた相談先がある労働者の割合を90%以上にする」といった目標などがあります。メンタルヘルスに関する社内相談窓口設置のポイントなどについて事例と共にお伝えいたします。(産業医向け)	青木 良美 こころの耳運営事務局 臨床心理士・公認心理師 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 専門 2単位
11月10日 (水) 14:30～16:30	<b>溶接ヒューム等の粉じん管理とマンガン規制</b> 溶接ヒューム等について従来からの「粉じん」としての管理と、新たに規制された「特化物」としての管理について実例を踏まえて検討する。(産業医・スタッフ同時開催)	谷垣 己子男 労働衛生コンサルタント・第一種作業環境測定士 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 専門 2単位
11月16日 (火) 14:30～16:30	<b>職場における発達障害の理解と対応</b> 発達障害かなと思われる職員、診断を受けている職員をどう理解・支援するかを参加者の皆さまと考えたいと思います。(産業医・スタッフ同時開催)	井上 雄一郎 (医)鴻池会 秋津鴻池病院 精神科医師 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 専門 2単位
11月17日 (水) 14:30～16:30	<b>メンタルヘルスにおけるセルフケアの在り方</b> メンタルヘルスを維持・増進し、メンタル不調に陥らないために労働者(管理監督者を含む)一人一人に最も大切なのはセルフケアです。しかし、なかなか実践できないのもセルフケアです。そこで、セルフケアとしての望ましい生活習慣づけやストレスコーピングの在り方、さらには自律訓練法の実施方法の解説と実習を行います。(産業医・スタッフ同時開催)	竹内 登規夫 愛知教育大学 名誉教授 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 実地 2単位
11月24日 (水) * 14:00～16:00	<b>メンタルヘルスケアにおける管理監督者の役割遂行への支援</b> 企業におけるメンタルヘルスケアのキーパーソンである管理監督者に対して、どのような支援が求められるのか、ともに考えたいと思います。(産業医・スタッフ同時開催)	河野 啓子 四日市看護医療大学 名誉学長 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 専門 2単位
11月25日 (木) 14:30～16:30	<b>作業場の換気・排気(基礎編)</b> 粉じん対策の概要と粉じん作業等に関わる局所排気装置の基本事項について、流体力学の観点から説明します。(産業医・スタッフ同時開催)	辻本 公一 三重大学大学院 工学研究科教授 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 専門 2単位

12月1日 (水)	<b>総合的ハラスメント対策</b>	岡村 和良
14:30~16:30	職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント及びパワーハラスメントの防止のための対策について解説します。(産業医・スタッフ同時開催)	三重労働局 雇用環境・均等室 労働紛争調整官 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 更新 2単位
12月2日 (木)	<b>働き方改革における産業医の役割について</b>	國田 武二郎
* 14:00~16:00	「働き方改革」は「誰もが生き甲斐を感じられる一億総活躍社会」の形成に資する政策と位置付けられています。このため産業医の役割が益々重要になり、権限も強化されました。そこで、産業医の法的位置付け等について、解説したいと思います。(産業医向け)	あすなる法律事務所 所長 弁護士 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 専門 2単位
12月8日 (水)	<b>ストレスに強い人材の育て方</b>	竹内 登規夫
14:30~16:30	職業人、社会人としては、ストレスと無縁でいられないのも事実です。そこで、ストレス社会と呼ばれる今日、社会の中でたくましく生きてゆける人材とはどのような人材であるかを考えてみましょう。そして、ストレスに強い人材の育て方についても考えてみましょう。(産業医・スタッフ同時開催)	愛知教育大学 名誉教授 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 専門 2単位
12月9日 (木)	<b>職場における腰痛予防に対する対応</b>	寶 幸夫
14:30~16:30	腰痛予防対策指針について学び、職場の腰痛問題について課題演習をしながら職場の腰痛予防の対応について考えます。(産業医・スタッフ同時開催)	中災防腰痛予防労働衛生教育インストラクター 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 実地 2単位
12月16日 (木)	<b>産業医による職場巡視のポイント</b>	後藤 義明
14:30~16:30	産業医が、製造業を主とする工場や、事務所を職場巡視する際のポイントについて、事例を交えて解説します。(6月24日と同一内容です。)(産業医向け)	三重産業医会 理事 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 実地 2単位
12月21日 (火)	<b>職場におけるインターネット依存の理解と対応</b>	井上 雄一郎
14:30~16:30	スマホ・タブレットの普及や、SNS・オンラインゲームの広がりにより私たちの周囲でもよくみられるネット依存症ですが、職場が行うことのできる対応について一緒に考えたいと思います。(産業医・スタッフ同時開催)	(医)鴻池会 秋津鴻池病院 精神科医師 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 専門 2単位
1月13日 (木)	<b>作業場の換気・排気(応用編)</b>	辻本 公一
14:30~16:30	粉じん対策の概要と粉じん作業等に関わる局所排気装置の設計について、流体力学の観点から簡単に説明します。(産業医・スタッフ同時開催)	三重大学大学院 工学研究科教授 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 専門 2単位
1月17日 (月)	<b>働く人の元気を生み出す職場づくり</b>	河野 啓子
* 14:00~16:00	超高齢社会において、企業の活力低下、生産性の低下は大きな課題です。それに歯止めをかけるにはどうするか、考えを述べたいと思います。(産業医・スタッフ同時開催)	四日市看護医療大学 名誉学長 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 専門 2単位
1月20日 (木)	<b>個人サンプラーを用いた作業環境測定と個人ばく露測定について</b>	村田 和弘
14:30~16:30	令和3年4月から、作業環境測定の一手法として個人サンプラーを用いた作業環境測定が先行導入され、また、金属アーク溶接等作業について溶接ヒューム濃度の個人ばく露測定が義務づけられました。これらの個人サンプラーを用いた測定について紹介します。(産業医・スタッフ同時開催)	当センター産業保健相談員(労働衛生工学担当) 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 専門 2単位
1月27日 (木)	<b>労働衛生の現状について</b>	中村 史樹
14:30~16:30	労働者の健康をめぐる状況、労働衛生に係る法改正等(産業医・スタッフ同時開催)	三重労働局 労働基準部健康安全課 健康安全係長 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 更新 2単位
2月3日 (木)	<b>定期健康診断と事後措置</b>	古田 さとり
14:30~16:30	定期健康診断の後、必要とされる事後措置について、具体的な事例を挙げながら検討します。(産業医向け)	三重産業医会 理事 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 実地 2単位
2月10日 (木)	<b>メンタルヘルス向上のためのコミュニケーションの在り方</b>	竹内 登規夫
14:30~16:30	メンタル不調の主要な起因として、人間関係が挙げられます。この人間関係をより良くする中心的役割はコミュニケーションの円滑化にあります。そのコミュニケーションの在り方を考えます。(産業医・スタッフ同時開催)	愛知教育大学 名誉教授 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 専門 2単位
2月22日 (火)	<b>職場におけるギャンブル依存の理解と対応</b>	井上 雄一郎
14:30~16:30	パチンコ・スロット・競馬・競艇・競輪・カジノ・スポーツ賭博などいわゆるギャンブル依存ですが、職場が行うことのできる対応について一緒に考えたいと思います。(産業医・スタッフ同時開催)	(医)鴻池会 秋津鴻池病院 精神科医師 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 専門 2単位
2月25日 (金)	<b>知っておきたい受動喫煙防止対策</b>	片山 歳也
14:30~16:30	加熱式たばこ・電子たばこが市販され、新たな受動喫煙防止対策が必要になってきています。受動喫煙とその危険性について解説し、事業所における受動喫煙防止対策と禁煙補助薬に関する最近の話題と事例を紹介し、事業所における産業保健指導の一助となることを目標とします。(産業医・スタッフ同時開催)	JCHO東京高輪病院 薬剤部長 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 実地 2単位
3月1日 (火)	<b>作業環境測定の実際</b>	浅野 保
14:30~16:30	作業環境測定はどのようにして行うのか、当センターで保有している測定機器等も用いて具体的に説明します。本年度より導入される、個人サンプリング法(C・D測定)についても説明します。(産業医・スタッフ同時開催)	当センター産業保健相談員(労働衛生工学担当) 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 専門 2単位
3月11日 (金)	<b>特殊健康診断</b>	村田 真理子
14:30~16:30	特殊健康診断は、有害業務に従事する労働者に対して行われる特別の健診項目からなり、職業病の早期発見・予防を目的に行われます。業務の種類により項目が異なり、それぞれの意義について概説します。(8月27日と同じ内容です)(産業医向け)	三重大学大学院 医学系研究科教授 18名 日医認定産業医研修申請中 生涯: 専門 2単位

## ■令和3年度下期 産業保健研修会（産業保健スタッフ向け）【単位取得無し】

\* 印は研修時間にご注意ください。

開催日時	研修会テーマ/内容	講師/所属・役職・資格等/定員
10月5日（火）	「書くだけで自己肯定感がUP!!～1本のペンと1冊のノートで眠っているあなたの力を引き出せる～」	山元 孝二
14:30～16:30	ノートに書くことで自己肯定感を上げるためのスキルを身につけ実践できるようになります。1本のペンと1冊のノートで眠っているあなたの力を引き出すワーク(参加型の研修)です。(こころしつとこセミナー)	三重県立こころの医療センター 精神保健福祉士 18名
10月26日（火）	死生学を通じてのグリーフカウンセリング技法	橋元 慶男
14:30～16:30	職場でのグリーフ患者のサポートケアやカウンセリング技法を学ぶ。	当センター産業保健相談員 (カウンセリング担当) 18名
10月27日（水）	労災事故発生の場合の具体的対応について	林 準之助
* 14:00～16:00	労災事故も軽微なものから重大事故に至るまでの対応については、事業所としてとるべき処置が異なり、被災労働者に対する労災保険適用も令和2年9月施行の法改正により一部変更されていることなど、具体的事例を交えて労災事故(業務災害・通勤災害)発生の際の対応、また労災保険と社会保険との適用の違いなどを説明。	特定社会保険労務士 18名
11月5日（金）	産業保健スタッフが知っておきたい職場におけるメンタルヘルス対策最新情報	青木 良美
* 13:30～15:30	令和4年を目標に定めた国の5か年計画「第13次労働災害防止計画」では、「仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場が資源を含めた相談先がある労働者の割合を90%以上にする」といった目標などがあります。メンタルヘルスに関する社内相談窓口設置のポイントなどについて事例と共にお伝えいたします。	こころの耳運営事務局 臨床心理士・公認心理師 18名
11月26日（金）	メンタルヘルスと生活習慣病に使用される薬と事業所の感染対策	片山 歳也
14:30～16:30	メンタルヘルスに使用される薬(睡眠薬、抗うつ薬等)、生活習慣病治療薬、および事業所における主な感染対策(新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、感染性胃腸炎、麻疹等)について、新薬や最近の話題を交えて解説し、事業所における産業保健指導の一助となることを目標とします。	JCHO東京高輪病院 薬剤部長 18名
11月30日（火）	ストレスチェックの集団分析による職場環境改善への活用	安保 明子
14:30～16:30	ストレスチェック制度の導入から6年目、現状と課題を整理し、いきいき職場づくりのために結果を生かす方法を考えましょう。	当センター産業保健相談員 (保健指導担当) 18名
12月7日（火）	コロナがもたらした変化 事例から考えるメンタルヘルス活動	矢野 一郎
14:30～16:30	昨年初夏くらいから相談が急増しました。コロナ禍によってプライベート・仕事両面でのストレスの増加が原因です。今回は、具体的なケースを通じて予防から対処までの流れを考察したいと思います。	当センター産業保健相談員 (カウンセリング担当) 18名
12月14日（火）	ラベル・SDSの見方と活用	浅野 保
14:30～16:30	化学物質による労働災害を防止するためには、化学物質の危険有害性を知ることが重要であり、また化学物質のリスクアセスメントを実施するためにも、使用している化学物質の情報が必須となります。これらの情報を得るために、安全データシート(SDS)の見方を説明します。	当センター産業保健相談員 (労働衛生工学担当) 18名
1月21日（金）	メンタルヘルス不調による休職者の円滑な職場復帰に向けて～リワーク支援の紹介～	障害者職業カウンセラー
14:30～16:30	三重障害者職業センターのリワーク支援(職場復帰支援)について、支援内容や事例等を紹介し、円滑な職場復帰に向けた留意事項等について説明します。	三重障害者職業センター 18名
1月26日（水）	「治療と仕事の両立支援」の進め方	上住 津恵
* 14:00～16:00	「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って、具体的な進め方についてお話しします。治療と仕事を両立するために職場でできる取り組みについて一緒に考えましょう。	当センター産業保健専門職 18名
2月16日（水）	睡眠学に基づく快眠技法	橋元 慶男
14:30～16:30	睡眠学を通して、睡眠不足や不眠の部下をケア指導する技法を学ぶ。	当センター産業保健相談員 (カウンセリング担当) 18名
2月18日（金）	産業看護の進め方ーコロナ禍での産業看護活動	河南 文子
14:30～16:30	治療との両立支援や高齢者雇用が進む中での産業看護活動に新たに感染症への対応が必要になりました。テレワーク等働く人の環境が大きく変わる中で看護職はどの様に活動を進めるのか、一緒に考えましょう。	当センター産業保健相談員 (保健指導担当) 18名
3月17日（木）	産業保健スタッフによる職場巡視のポイント	後藤 義明
14:30～16:30	産業保健スタッフが、製造業を主とする工場や、事務所を職場巡視する際のポイントについて、事例を交えて解説します。	三重産業医会 理事 18名

(注)産業保健研修会にお車でお越しの際は、三重県医師会第2駐車場(表紙案内図参照)をご利用ください。なお、第2駐車場の駐車スペースは、40台程度で、満車となる場合もあります。特に毎週木曜日の午後は混雑しますので、出来る限り公共交通機関のご利用をお願いいたします。

### ●メールマガジンのお知らせ

三重さんぽセンターでは、利用者の皆様に産業保健に関する新たな情報等をお手元より早くお届けするために、毎月1回、15日を目途に「三重産保メルマガ」を配信しております。当メルマガは、日本医師会認定等産業保健研修のご案内、産業保健に関する最新情報、産業保健相談員による相談コーナー、イベント案内、労働行政からのお知らせ等利用者の皆様にお役立ていただけるものとなるよう努めております。是非ご登録をお願いします。

<https://www.mies.iohas.go.jp/merumaga/>

【さんぽセンター】 ●三重産業保健総合支援センター

【地さんぽ】 ○桑名地域産業保健センター ○四日市地域産業保健センター ○鈴鹿亀山地域産業保健センター ○津地域産業保健センター

さんぽセンター・地さんぽの事業内容は、 [さんぽセンターWebひろ](#)

検索 